

事業所名 株式会社愛晃ワークス
許可番号 21-ユ-300244

●返戻金制度に関する事項

- ・当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。

【返金規定】

1. 当事業所が紹介した採用決定者が90日以内に自己の意思により退職し、または求人者の責に帰すべき事由により退職又は解雇されるに至った場合、求人者から受領した紹介手数料を雇用期間に応じて以下のとおり返還する。
その他、いかなる場合でも紹介手数料の返還または減額はされない。ただし、求人者の責による解雇、求人者に起因する退職、天災事変等の不測の事態、その他求人者と当事業所が協議の上、当事業所の免責が合理的と判断される事由の場合は、返還の適用を除外する。なお、当該退職等が求人者による紹介手数料の支払い前であっても、求人者の支払債務は消滅しない。

30日以内の場合、紹介手数料の80%
60日以内の場合、紹介手数料の50%
90日以内の場合、紹介手数料の20%
2. 求人者の採用決定者に対する対応が各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者が一身上の都合で退職した場合は、紹介手数料を返還しない。
3. 当事業所が求人者に対し紹介手数料の返還する場合は、消費税を乗ずる事とする。
4. 採用決定者が入社日までに内定を辞退した場合、当事業所は、紹介手数料の請求を行わない。